

法人税法における貸倒損失の認定について

東屋敷 克 則

目 次

はじめに

第一章 課税所得計算における損失の計上

第一節 課税所得計算規定の沿革

第二節 損失の計上

第二章 貸倒損失の認定における社会通念

第一節 貸倒損失の問題

第二節 社会通念と法人税法二二条四項

第三節 社会通念に基づく事実認定

第三章 貸倒損失の認定に関する裁判例の検討

第一節 立証責任と債権の存在

第二節 債権に担保物がある場合

第三節 手形の不渡りによる回収不能

おわりに

はじめに

企業が行う経済活動の中で、企業の有する債権が回収不能となる場合がある。例えば、債務者が法的整理をする場合や債権者がその債権を放棄する場合等である。このような場合に、企業はその債権の価値が無くなったことに基づいて、その貸倒れを損失として計上することとなり、法人税の課税所得の計算上も損金の額に含まれるものである。ここで問題となるのは、当該債権がいつ回収不能となったかであり、この回収不能の判断は事実の認定に基づくものである。そのため、法的整理に至らず、債務者側が債務超過に陥っていたり、行方不明で状況が把握できないような場合が、特に問題である。

また、債務者側の債務超過の状況等を、債権者側が把握することは通常困難であり、債権者が、その有する債権を回収不能と判断し貸倒処理する場合には、債権者側の経営的な判断等も介入すると考える。

貸倒損失の損金算入が認められる場合、企業は税負担を伴うことなく、価値の無くなった債権を処理することができる。損金算入が認められない場合、企業は価値の無い債権を税負担を伴って処理しなければならない。このように貸倒損失の損金算入が認められるか否かによって企業の税負担が異なるので、課税の公平を図る観点から、合理的な判断基準が必要と考える。

そこで本論文では、貸倒損失の認定に関する合理的な判断基準を明らかにすることを目的とする。

第一章では、法人税法二二条における課税所得の計算規定が現行法の規定に至るまで、どのように改正されてきたのかを述べ、現行法における計算構造において、損失がどのように計上されるのか考察する。第二章では、貸倒損失

の認定に関する問題を明らかにし、貸倒れの認定が法令上具体的に定められていないため、社会通念に基づいた貸倒れの認定を考察し、裁判例に基づいて検討する。第三章では、貸倒損失の認定について、具体的に裁判例を通して、債権者側の事情による判断や損金経理について検討する。そして、貸倒損失の認定について、債権者の合理的な判断を明らかにする。

第一章 課税所得計算における損失の計上

第一節 課税所得計算規定の沿革

わが国に所得税が創設されたのは明治二〇年である。この当時は、個人の所得に対してのみ課税し、法人の所得に対しては課税されなかった。これは、法人と個人との二重課税をさけることを前提とし、法人の所得はいずれ株主等に配当されるからその配当の機会を捕えて個人に課税すればよいとの考え方に基づくものであった。⁽¹⁾しかし、法人の数も増え、その活動が活発となるに従い、必然的に内部留保に充てる部分が多くなり、また、個人への課税を免れるため意識的に内部留保を多くする現象も見られるようになりその弊害が指摘されるに至った。⁽²⁾そこで、法人の利益を配当するか否かにかかわらず、個人への課税と区別して法人の所得へ課税することとなった。

法人の所得に対してはじめて課税するようになったのは、明治三二年に所得税法が改正された時である。この改正では、所得の種類を三種に区分し、第一種を法人の所得、第二種を個人の公社債の利子所得、第三種を第二種の所得

に属しない個人の所得とし、はじめて法人の所得に対して課税する制度が設けられた。第一種の法人の所得については、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による旨が定められ、このような定め方は昭和三九年まで続いた。また、第一種所得税が課税された法人から受け取る配当金については、個人の所得税を課税しないこととし、個人と個人との二重課税を避けることにした。⁽³⁾ この時期における法人税課税は、個人が法人を通じて得る所得に対する源泉徴収として課税するという考え方で、これが大正九年の改正まで続いた。

大正九年に所得税法について全文改正が行われ、第三種所得税としての課税が行われていなかった法人から受取る配当、賞与についても第三種の所得に含めることとされた。この課税方式は、法人を独立した課税主体とする考え方に基づくものであり、昭和一五年の税制改正にも踏襲され、戦後のシャウプ勧告に基づく昭和二五年の税制改正まで続いた。⁽⁴⁾

昭和一五年の改正において、税制の簡明化を図るため所得税は個人の所得について課税し、法人については法人所得の性質にかえりみ別途に課税することとし、従来の所得税法における所得税のうちの第一種所得税と法人資本税とが統合されて法人税として定められ、法人税法がはじめて独立した租税法として制定された。

昭和二二年には、法人税について申告納税制度が採用されることになった。これまでは、法人は事業年度の終了を待って、終了後二月以内にその事業年度の所得の金額を申告させ、税務署ではその申告額を参酌しながら順次調査をして所得の金額を決定し、その通知を行い、これに対する税額を一時に納付させることとしていた。⁽⁵⁾ つまり、賦課課税方式が採用されており、法人は当該事業年度の所得の金額を自分で計算し税務署に申告するものの、その申告によって税務署に賦課決定の為の資料を提出していたことになる。

その賦課決定は、歳入を確保する見地から申告後なるべく早く行うべきものとされていたが、実際問題として税務署の調査額と法人の申告額との間に差異のあることも多く、その調査に時間を取られることなどもあり、遅れ気味となることが多かった。⁽⁶⁾

戦後の人手不足はこの傾向に拍車をかけた。国力が衰え歳入がのびない一方で、駐留軍経費の負担、経済再建のための支出等が膨張した。国の財政支出が日を追うごとに増加していく状態のなか、法人税においては申告後かなり遅れて賦課課税を行って税収を得ていたので歳出に見合う適切な歳入を得るといことが困難となった。そのため、申告及び納付の規定は全面的に改正する必要を生じた。

申告納税制度の採用に当たり危惧された点は、納税者が自主的に申告書を提出するかどうか、その申告額が適正なものであるかどうか等の点であったが、法人の場合には、決算期に作成した計算書類について株主総会等の承認を得なければならず、帳簿組織もある程度整備されていたため、その申告は、順調に行われた。この申告納税制度は、賦課課税方式とは異なり、当該事業年度の所得の金額とこれに対する税額を自主的に申告し、同時に税額を納付するものである。そして、その所得と税額の申告によって、その申告に係る分についての納税額は、法律的に確定するのである。

昭和二五年のシャウプ税制使節団の税制改正に関する勧告によって、法人に対する課税についての観念は根本的に改められた。シャウプ勧告では法人の考え方について、「根本的には法人は、興えられた事業を遂行するために作られた個人の集合である。」⁽⁷⁾としており、昭和二五年の改正はこのような考え方に基づいている。つまり、これまで法人を独立した課税主体と考えて課税する仕組みがとられていたが、この改正により、法人はその株主等の営利獲得のため

の一つの手段という考え方が採用され、法人税と所得税とは実質的に二重課税とならないように配慮すべきであるとされた。

昭和四〇年には、法人税法について全文改正が行われた。法人税法は、昭和一五年に創設されて以来、昭和二五年のシャウプ勧告による大改正など、必要な改正が行われてきた。さらに、社会が複雑、多岐にわたるにつれて、その取り扱いの内容は通達において詳細に定められてきた。そこで、全文改正は、体系の整備、表現の平明化、規定の明確化の三つを基本方針として行われたのである。この昭和四〇年改正後のものが現行の法人税法であり、その後、細かい改正が加えられてはいるが、基本的な課税の仕組みは変わっていない。

以上のように、明治三二年の所得税法から昭和三九年の法人税法までは、「各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による」旨が規定されていたが、ここでの総益金、総損金はそれぞれ益金、損金の合計概念であるとされていたのである。⁽⁸⁾つまり、益金及び損金が税法的事実を基礎とした取引の個別概念であり、企業において生じた取引が益金であるか損金であるかを個別にその都度判定し、個別に判定した益金、損金を合計したものが総益金、総損金ということである。しかし、益金は、すでに総体概念として理解されていた。例えば、昭和三九年改正法人税法九条の二乃至九条の六においては、「益金に算入しない」という定め方をしており、益金という概念が先に存在しており、ある収益がその概念に当てはまるか否かを規定しているのである。⁽⁹⁾

したがって、各事業の取引についてすべて税法において益金であるか損金であるかの判断を行い、これを集計するという考え方は、総体概念としての益金、損金を税法が持ち、計算上の問題としてこのスクリーンを通ると観念した方がより税法の立場からは、適当であると考えられるのである。⁽¹⁰⁾

このような考え方に基づいて、昭和四〇年改正において「当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額」と規定され、現在に至っている。

第二節 損失の計上

法人税の課税物件は法人の所得であり、法人税法二二条は、法人の各事業年度の所得の金額を課税標準とする旨を規定している。法人の所得というのは、基本的には企業利益と同義⁽¹⁾であって、法人の事業活動の成果を意味している。

法人税法二二条一項は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除して所得の金額を計算する旨を明らかにするとともに、益金の額及び損金の額について、同条二項及び三項は、別段の定めがあるものを除き、企業会計上の収益、原価、費用、損失の額をそれぞれ算入する旨を定めている。このことは、法人税法二二条四項において、益金の額及び損金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする⁽²⁾と規定されていることにより明らかである。また、益金及び損金に関する別段の定めは、収益、費用等の範囲及びその計算に関し、税法上、企業会計におけるそれと異なる取扱いを要求している。

したがって、課税所得の計算手続は、企業会計の計算から離れて税法独自の計算を独立して行うわけではなく、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算された企業利益を基礎にして、これに法人税関係法令の別段の定めによる一定金額を加算又は減算して誘導的に算出する仕組みになっているのである。

このような課税所得計算のなかで、法人税法二二条三項三号の損失は、売上原価等のように収益との直接的な対応

関係があるわけではなく、損失が生じた事業年度の損金の額に算入するものであり、販売費等のように収益との間接的な対応関係があるわけでもない。その態様については、災害等により資産が滅失した場合、資産の機能が陳腐化したこと等により、当該資産を除却したり、有姿のまま除却を余儀なくされる場合、詐欺横領等による損失のように反射的に損害賠償請求権を取得する場合等のように極めて多様であり、債権・債務関係の破綻から生じる貸倒損失も該当する。

また、法人税法二二条三項二号では、償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除くと規定している。これは、債務として確定していない費用は、その発生の見込みとその金額が明確でないため、これを費用に算入することを認めると、所得金額の計算が不正確になり、また所得の金額が不当に減少するおそれがあるという理由からである。⁽¹³⁾このような債務の確定の要件は、法人税法二二条三項二号の期間対応費用についてのみ付されており、同項三号の損失については付されていない。

吉牟田勲教授は、損失と債務の確定の関係について、規定上は関係ないものとしており、「これは損失の額は、事実行為により発生するのがほとんどで、相手方が請求権をもち、当方の債務になるという関係は生じないからである。もっとも不法行為に基づく損害賠償金のように相手方に請求権が生ずるような時は債務の確定を要するものと考えられる⁽¹⁴⁾」と述べている。貸倒損失は、既存の債権が消滅することによって生じる損失であるため、損害賠償金のように外部に対して支払義務が生じるものではなく、債務の確定とは関係ないと考える。

損失は、別段の定めがあるものを除き、法人税法二二条三項二号に基づいて損金に算入され、貸倒損失については別段の定めがないため、同号に基づいて損金に算入される。そして、各事業年度の所得の計算を企業利益に求めている

ることから、貸倒損失のような別段の定めのない損失の認識と測定については、同条四項に定める一般に公正妥当と認められる会計処理の基準が要求される。

この基準に関する規定は、課税所得の計算の基礎となる収益及び原価、費用、損失の解釈を健全なる会計慣行に委譲することにより税務の簡素化を目的として設けられたものである。¹⁵ 吉牟田勲教授は、「この規定の趣旨は、従来から法人税の課税所得は企業利益を前提としており、税法独自の目的からいけば最小限その修正を行うものであるということ」を明らかにするものである。¹⁶（中略）税法は、完結的な所得計算体系を規定して、企業会計の修正部分のみ規定し、その他の大部分は企業会計に依存しているのである。この点から考えると、この規定は創設的な規定ではなく、宣言的、確認的規定と解されるべきものである。¹⁶と述べている。そうすると、企業利益と税法に定める課税所得とが一致している場合には、企業利益の金額がそのまま課税所得金額となり、一致していない場合には、その一致しない部分だけ課税所得金額が異なってくることになる。

ここで、企業利益と課税所得の調整については、決算上の調整事項と申告上の調整事項とがある。前者は、「法人の決算時における選択を要求するもので、決算において所要の経理をしない限りこれを認めないとするもの」¹⁷であり、後者は、「法人が決算において処理することは要しないが、確定した決算における企業利益と課税所得との差異を申告書において修正する手続」¹⁸である。前者において、例えば、貸倒引当金の繰入れや減価償却費は、企業会計上これを計上しないで、税務申告で減算することは適当でない。なぜなら、これらは内部計算であり、企業の恣意的な要素が介入することが考えられることから、法人の処理に関する意思表示を最高の意思決定機関である株主総会等の承認に求めるとともに、限度額を定めているのであり、損金経理を要件としている。¹⁹ 貸倒引当金は法人税法五二条において、

減価償却費は法人税法三一条において、別段の定めとして規定されており、損金経理を要件としている。

損金経理を損金算入の要件とすることは、費用又は損失として処理した結果が、企業の確定した決算に反映することとなり、損金経理を損金算入の要件としないことは、企業の確定した決算において、費用又は損失として処理していなくても、申告上の調整を行うことによって損金算入が認められるのである。貸倒損失においては、このような別段の定めがないのである。

そこで、次章では、法人税法上に別段の定めのない貸倒損失の計上における問題点を考察していく。

第二章 貸倒損失の認定における社会通念

第一節 貸倒損失の問題

貸倒損失は、債務者の資力喪失による金銭債権の価値の消失である。つまり、金銭債権が回収不能になったという債権・債務関係の破綻から生じる損失であり、法人税法二二条三項三号の規定に従って損金算入される。そして、貸倒れの認定に関しては、法人税法は具体的な規定を定めていないため、同条四項の規定に従うこととなる。

法人税法二二条四項については後述するが、企業会計原則では、保守主義の原則⁽²⁰⁾を定め、企業財政の安全性と企業の健全な維持発展を重視しており、慎重な判断⁽²¹⁾によって回収不能と認められる債権を貸倒損失として処理することとなる。一方、税法においては、容易に貸倒れ処理を認めると、貸倒れ処理した債権が後日回収された場合には、会計

帳簿に存在しない資金を許すおそれがあり、あるいは、債務を免除することによって債務者に資金を融通することで、実質的な贈与を損金として認めることとなり、課税上弊害がある。このように、企業会計と税法とは、貸倒損失に対する考え方に大きな差がある。多くの企業では、税法や取扱通達に基づいて決算を行い、企業会計になじまない処理のみを申告調整し、税法に依存した決算を組んでいる実態がある。⁽²²⁾ 貸倒損失については、別段の定めがないため、法人税法二二条四項の解釈の問題であり、公正妥当な会計処理が求められる。また、税務当局は、課税の公平を図るため、⁽²³⁾ 貸倒れの判断基準として法人税基本通達を定め厳格に取り扱っている。

貸倒れの類型としては、①債権放棄等により債権自体が法律上も消滅し完全になくなる場合と、②債権は法律上存続するが事実上その行使及び実現が不可能であるため経済的に無価値とみられるような場合とがある。

①の場合には、法律上債権が消滅しており、法人税基本通達九一六一一はこのような場合⁽²⁴⁾を定め、「その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する」とし、貸倒れの事実が発生した事業年度の損金に算入し、債権自体が消滅する客観的な損失であるため損金経理を要せず、申告上の減算を認めている。⁽²⁵⁾ ②の場合には、法律上債権が存続しているため、どの時点で損金算入するかが問題となる。法人税基本通達九一六一二は「全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができるとしている。①の場合と異なり、客観的であるかどうかは、納税者において明らかにする必要があり、これを「損金経理」を自ら行うことによって損金算入を行うことになる。⁽²⁶⁾ しかし、このことは、法人税基本通達において示されているのみで、法令上損金経理は貸倒損失の要件とはなっていないのである。

そして、上記①及び②、いずれの場合も損金算入時期は、貸倒れの事実が発生又は明らかになった時点であるが、

どのような状況であれば貸倒れと判断されるのかは、法令上明らかではないため、損金に算入する時点で債権が回収不能の状態であるかどうかの事実の認定が問題となる。

事実の認定といっても、自然現象のように資産の減失が明らかな場合は別として、貸倒れのような回収不能か否かの経済的問題は、経験の積み重ねにより、つまり、過去の裁判例から合理的な認定を検討しなければならない。したがって、このような場合には、社会通念や条理によって判断せざるを得ないのである。

社会通念とは、「社会一般に受け入れられ通用する常識⁽²⁷⁾」である。武田昌輔教授は、「社会通念という場合には、一般的には通常、社会人として判断できる事項に限定されていると解される。しかし、法学、会計学、医学、その他の専門的な事項については、それぞれの専門集団における一般的に認められた通念が存するはずであって、それぞれの分野における通念によって処理されるべきものと考えられる。もちろん、だからと言って一般人の社会通念を無視してよいというのではなく、その分野での通念は、一般人の社会通念とも一致すべきものと解される⁽²⁸⁾。」と述べている。債権者側である法人において、当該債権が回収不能であるという判断をするのは経営者であり、経営者は企業会計をもって経営判断をしている。法令上明確にされていない貸倒れの認定については、会計や税法における社会通念を考慮しなくてはならない。

したがって、貸倒損失の問題は、貸倒れの認定が法令上明確にされていない点である。そのため、債権が回収不能であるかどうかは事実認定の問題となる。また、貸倒損失自体は法人税法二二条三項三号の損失であり、同条四項に従って損金算入されるものであるため、公正妥当な会計処理が問題となり、法人税基本通達に示されているように損金経理を要件とするべきかを検討する必要がある。いずれにしても、社会通念に基づいた判断が必要となる⁽²⁹⁾。

第二節 社会通念と法人税法二二条四項

ここでの社会通念は、法律における社会通念を問題とすることになる。それは、武田昌輔教授が、「社会は、人間の生活の必要上、必然的に形成されるものであるが、その社会生活を営むためには一定のルールが必要である。そのルールは、結果として法律の設定となる。しかし、その法律は社会的ルールが前提となっている。しかも、その社会的ルールの基礎は、社会通念が基礎となっていると解すべきである。」⁽³⁰⁾と述べているように、法律を設定する基礎に社会通念が存在するからである。

法人税法において、貸倒損失の認定は、別段の定めがないため、法人税法二二条四項の規定の解釈が重要であると考えられる。規定の趣旨については、前述のとおり、絶えず流動する社会経済事象を反映する課税所得については、企業が継続して適用する会計慣行に委ね、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定する方が適当ということである。法人税法二二条四項は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準により計算する旨を規定しているが、この基準の内容に関してはなんら規定しておらず、企業会計原則のような明文化された特定の基準があることを予定しているわけでもない。しかし、企業会計原則自体においては、「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準である。」⁽³¹⁾としており、長い年月にわたって多くの企業がその会計を処理するに当たってこの基準に従い現実に容認されてきたことを考えれば、企業会計原則のすべてではないとしても相当部分が規範性を持つていて、⁽³²⁾と考えられる。

法人税法二二条四項の規定は、原則として企業の会計処理を認めるといふ基本方針を明らかにしたものである。武田昌輔教授は、「税法に明確に規定されている事項は別として、明確に規定されていない場合には、一般に公正妥当な会計処理の基準によれば、どのようになるかが探求されなければならない。この意味では常に、この規定の存在を確認し、所得の解釈について原点に戻って検討する必要がある。」⁽³³⁾と述べている。

例えば、回収不能の判断には、かなりの幅があると考えられる。回収不能の事実について厳格にとらえれば、一円も回収できない状況に陥って初めて回収不能と判断することも考えられるし、また、債権者側の企業においては、債務者の債務超過の状況や倒産の事実によって、企業会計上の保守主義の要請から早期に回収不能を判断し、貸倒損失を計上することも考えられる。いずれも一つの処理方法であるが、より確実であるというだけで前者の処理に限定することは実情に合わないと考える。これは経験的な実情に照らして、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって判断する必要がある。⁽³⁴⁾

また、渡辺充教授は、「貸倒れにおいては、法基通九一六―一の「債務者の資産状況、支払い能力等からみてその全額が回収できないことが明らかとなった場合」という要件の「全額」という要件が、納税者の権利の濫用を防ぐ意味から客観性をあらわす一つの指標となっている。」⁽³⁵⁾と述べている。全額という要件について武田昌輔教授も、「特に注意を要するのは「全額」が回収できないことが明らかになった場合である。一部の金額が明らかとなったのでは、それはあくまで、回収不能の見込みに過ぎないということになるからである。いいかえれば、一部の回収不能ということ、いわば債権の評価であり、この債権の評価は、法第三三条において除外しているところである（すなわち、評価減の対象となる資産のなかから債権等を除外している。）⁽³⁶⁾」と述べている。法律上債権が存続している場合の貸倒れの

認定は、企業の恣意的な要素が介入するおそれがあるため、課税の公平を図る観点から、債権の全額が回収不能であるという要件は必要であると考える⁽³⁷⁾。

課税所得計算の仕組みのなかで、貸倒損失には別段の定めがなく、損金経理を要件とする規定はない。別段の定めがないということは、企業利益と課税所得とが一致するはずであり、公正妥当な会計処理によって貸倒損失は、損失として企業利益に反映されているはずである⁽³⁸⁾。仮に、既に債権が消滅している場合、確定した計算上で貸倒れ処理していなければ、架空債権が計上されていることになり、事実と反することになる。そして、企業の恣意的な要素の介入という点では、貸倒引当金や減価償却費等と同じように、貸倒損失も内部計算であるため、税務計算の画一性又は公平性の要求等から損金参入を規制しようとするものと考えられる⁽³⁹⁾。債権が法的に消滅している場合には、法的価値判断として貸倒れを判断することもできるが、法律上債権が存続している場合には、法人の内部的な意思決定によって貸倒れを判断することとなるため、債権の全額が回収不能であるという要件が必要となり、帳簿上の債権を消滅させる処理を行っている必要があると考える⁽⁴⁰⁾。

したがって、貸倒損失に関しては課税所得と企業利益とに差は生じないはずであるから、貸倒損失は何らかの損失を示す科目で計上され、その債権が消滅されていれば、公正妥当な会計処理と考えられる。

第三節 社会通念に基づく事実認定

事実認定に関する社会通念は、経験則に基づくものであり、武田昌輔教授は、「社会通念は事実認定に関しても適用

される。我々が事実の判断をする場合に経験から帰納された法則が基礎とされる。(中略)これは、税法上あるいは会計上の問題についても同様で、その判断は、経験法則が基礎となっているのであり、言い換えれば健全な社会通念が基礎となっていると言つてよい。」⁽⁴¹⁾と述べている。貸倒損失の認定についても、経験の積み重ねから回収不能の判断を検討することとなるが、渡辺充教授は、「経験則とは、経験的知識から個人差を排除し一般的な基準としたものであるから、貸倒れにおける経験則とは実はまさに「通達基準」がそれであり、通達イコール社会通念と考えることは一概に否定できないところである。」⁽⁴²⁾と述べている。裁判例についても、多くの判決によって通達の貸倒れの認定基準が支持されており、⁽⁴³⁾法人税基本通達は貸倒れの合理的な判断基準の一つと考えられる。⁽⁴⁴⁾

また、貸倒れの認定について社会通念という用語を用いた判決として、秋田地裁平成一七年一〇月二八日判決⁽⁴⁵⁾(第一審にて、納税者敗訴が確定している。)がある。この判決では、回収不能の判断について、客観的事情に加え主観的事情も踏まえ、社会通念にしたがつて総合的に判断されるべきであると述べているので、具体的に検討する。

(一) 事実の概要

原告は、金銭の貸付け等を目的とするA株式会社であり、その代表取締役は甲である。原告は個人乙に対し、かねてから、金銭を貸し付け、その返済を受けるといふ取引を繰り返していた(以下、原告の乙に対する債権を「本件債権」という。)

原告においては、昭和五九年一月三日付の取締役会決議をもって、乙の追加融資を禁止することとなったが、原告の代表取締役であった丙(以下「丙元社長」という。)は、乙に対する実質的な追加融資を継続する意図をもって、

原告を貸主とし、乙の身内を名目的な借主とする貸付けを続けた。なお、丙元社長と乙との関係は不明である。

原告は、本件債権に対する弁済の一部として、乙所有の三筆の土地を譲り受けた（以下、「本件代物弁済」という。）ほか、乙が丙元社長に対して売却した書画、骨董品及び貴金属（以下、「本件動産売買」という。）を、後に原告が受取り、第三者に売却した。

また、乙は、秋田地方裁判所大曲支部において、昭和六一年五月二九日に自己破産の申立てをし、同年七月一六日に破産宣告決定を受けた。その後、乙の破産手続きは、昭和六三年一〇月一九日に終結し、同年十一月一日に完結し、乙は平成二年二月二七日に免責決定を受け、同決定は、同年四月六日に確定した。

そして、原告は、昭和六一年一〇月三一日に原告の代表取締役を退任した丙元社長に対し、損害賠償請求事件（秋田地方裁判所大曲支部昭和六二年（ワ）第二三三号。以下「別件損害賠償請求事件」という。）を提訴している。その訴状において、原告は、すでに支払不能状態となっていた乙に対して、丙元社長は、取締役会決議を無視し、追加融資を続け、その後、乙は、自己破産の申立てをしており、同人からの回収の見込みがなくなった旨を主張した。別件損害賠償請求事件の訴訟は、最終的に和解により終結し、丙元社長は、原告の債権回収に協力することを約した。

しかし、原告においては、丙元社長の退任後、丁専務取締役（以下「丁専務」という。）が本件債権を回収することとなったが、丙元社長らからの引継ぎがなかったことから、乙の破産手続きの経緯を知らずに本件債権の回収を図っており、結局のところ一円も回収することができなかった。

そして、乙は、平成九年一〇月一四日死亡した。原告は、乙の死亡を受けて、本件債権の整理に着手したが、乙には処分することができる資産もなく、相続人、債務承継人も存在しないことが確認されたことから、平成一〇年三月

三一日に本件債権の貸倒れを認定して、平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）の損金に算入した。

被告大曲税務署長は、更正処分において、原告の計上した本件債権の貸倒損失を否認した。そのため、原告は、異議申立及び審査請求を経て、本件訴訟を提起し、貸倒損失の損金参入時期について争っている。

（二）当事者の主張

原告は、「乙の死亡に先行する時点においては、原告が本件債権について貸倒損失による損金処理をすべき状況は生じていなかった。」と主張し、乙から、第三者振出しの約束手形の差入れを受けていたことや、本件代物弁済等によって、本件債権の回収を図る余地があり、しかも、乙の破産手続の存在を認識していなかったため、丁専務を乙方に派遣して本件債権の回収を図っており、乙も破産手続の終結後であって、その営業を継続し、債務を完済する意向を述べていたのであるから、この時期における貸倒れの認定は不可能であったと述べている。また、原告は、「原告の社内における会計処理の実情をみても、債務者について裁判所からの破産通知があったとき、死亡して相続人がいないとき、手形の不渡りがあったとき、債権放棄したとき、行方不明となったときなどには、債権が回収不能となったものと認定し、貸倒れとして処理されてきたのであって、本件債権についても、この基準に従った処理をしたものである。」と主張している。

これに対し被告は、「本件の実情をみても、破産手続終結後の段階において、乙がもはや返済能力を有していなかったことは明らかである。例えば、原告は昭和六一年四月一〇日以降一円の回収もしていなかった。そして、原告は、

乙の破産手続の経緯を認識していたといふべきであつて、原告が本件債権の回収を期待しその希望を捨てていなかつたことを裏付けるものとして主張する諸事情は、いずれも根拠がない。それにもかかわらず、貸倒れの認定の時期を遅らせて、本件事業年度における損金算入をすることは、公正妥当な会計処理の基準に反し、許されない。」と述べ、乙の死亡以前に債権が全額回収不能であることを主張している。

（三） 裁判所の判断

裁判所は、法人税法二二条三項二号にいう損失の額とは、「当該事業年度において、その全額が回収不能であることが客観的に明らかとなつたものに限られると解すべきである。そして、この回収不能とは、当該債権が消滅した場合のみならず、（中略）当該債権の回収が事実上不可能であることが明らかになつた場合には、その事業年度において直ちに損金算入を行うべきであつて、これに代えて、その後の事業年度において損金算入をし、もつて利益操作に利用するような処理は、公正妥当な会計処理の見地からも許されないと解すべきである。」と述べている。回収不能の判断について裁判所は、「債務者の財産及び営業の状態、債務超過の状況、その売上高の推移、債務者の融資や返済等の取引状況、債権者と債務者の関係、債権者による回収の努力やその手段、債務者の態度等の客観的事情に加え、これらに対する債権者の認識内容や経営的判断等の主観的事情も踏まえ、社会通念に従つて総合的に判断されるべきである。」と述べ、続いて本件債権の回収不能が明らかになつた時期を検討している。

まず、客観的事情について裁判所は、乙は、昭和六一年五月一九日に自己破産の申立てをした時点において、本件代物弁済や本件動産売買によつて主要な不動産、動産を手放し、原告に対する返済も停止しており、原告以外の債権

者に対しても債務を負担して、本件債務の返済能力を喪失し、その後の状況をみても、乙は、破産手続後にまで営業を継続していたとはいえ、本件債務の弁済ができるような売上を得ていないとして、客観的な情勢をみる限り、遅くとも乙の破産手続終結の時点で、本件債権の全額回収不能が明らかとなっていたとしている。そして、主観的な事情として裁判所は、「貸倒の有無は、これについて直接の利害を有し、回収の能否に最大の関心を有している債権者において最も的確に把握しているはずであり、こうした債権者が貸倒れの認定処理につき一定の方式を採用しているにもかかわらず、いまだにその処理に至っていないような場合、債権者の判断を一応尊重し、特段の事情の認められない限り、貸倒れ状態はいまだ到来していないとみることもできる。」と述べている。

しかし、裁判所は、原告は、本件代物弁済及び本件動産売買の一方の当事者として、乙の保有するめばしい資産が喪失したことを認識していること、別件損害賠償請求事件の訴状において、乙の自己破産の申立ての事実を認識しているものと自認していることから、乙の破産手続終結のころまでには、本件債権の全額が回収できないことを認識するに至っていたものと認めるのが相当であるとして、原告が、本件事業年度において、貸倒れを認定して損金算入したのは、全額回収不能を認識していなかったからではなく、損金算入をしないという原告の経営的判断に基づくものであったとしている。

したがって、裁判所は、当該債権の回収不能が明らかになった限りにおいて、直ちに損金算入を行うべきであるから、本件債権相当額は、法人税法二二条三項三号にいう「当該事業年度の損失の額」として、乙の破産手続終結時点である昭和六三年一〇月一九日の属する事業年度までに損金算入をすべきであったと述べている。

（四）私見

裁判所は、乙が自己破産の申し立てをした時点以降の乙の状況について述べており、その内容は、主に債務者側における客観的な事情である。そして、貸倒れとなった債権の回収可能性について最大の関心を有している債権者の判断を尊重するとして、債権者側の主観的な事情も考慮して、貸倒れを判断している。

債務者側の客観的な事情も、債権者側の主観的な事情も、経験則としての社会通念であると考えられる。過去の裁判例では、法人税基本通達を支持するような判決、つまり、債務者側の客観的な事情を重視した判決が多いが、通常、債権者が貸倒れの判断をする時点で、債務者の客観的な事情について把握することは困難であるため、本判決のように債権者側の主観的な事情も考慮されるべきであると考えられる。そして、客観的な事情と主観的な事情から貸倒れを判断した上で、この裁判が確定した決算において公正妥当な会計処理であるか否か検討することになる。原告は、原告の社内における会計処理の実情について述べ、貸倒れの判断は、公正妥当な会計処理に従ったものであることを主張している。しかし、乙の死亡以前に、乙の債権が全額回収不能となっている事実を原告も認識していたと認められるという点で、債権者の判断が尊重されなかった。

本件では、破産手続終結時点が、客観的に債権の回収不能が明らかになった時点として、その時点の属する事業年度において直ちに損金算入するべきであり、これに代えて、その後の事業年度において損金算入し、利益操作に利用するような処理は、公正妥当な会計処理の見地からも許されないとしている。しかし、例えば、法律上債権が消滅する債権放棄の場合でも、どの時点で債権を放棄するかは、債権者の経営上、課税上の判断で最も望ましい時点で決定するはずであるから、貸倒れの判断自体に利益操作の可能性を内包していることになる。

したがって、原告のように貸倒れを損金処理したならば、たとえ破産手続終結時点で現実に回収不能であったとしても、その後の貸倒れを損金経理した事業年度において、貸倒損失は認められるべきである。このような視点から、次章において、いくつかの裁判例を検討していく。

第三章 貸倒損失の認定に関する裁判例の検討

第一節 立証責任と債権の存在

貸倒損失が、債権・債務関係の破綻から生じる損失であることはすでに述べたが、それは当然貸倒損失とした債権が存在するということが前提であり、その立証責任が納税者側にあるのか課税庁側にあるのかは、貸倒損失を主張立証する上で重要であると考えられる。そこで、まず、立証責任について判示している仙台地裁平成六年八月二九日判決⁽⁴⁶⁾(第一審にて、納税者が敗訴している。なお、原告は、控訴及び上告しているが、上訴審である仙台高裁平成八年四月一二日判決⁽⁴⁷⁾及び最高裁平成八年一月二二日判決⁽⁴⁸⁾はいずれも第一審判決を支持している。)について検討する。

(一) 事実の概要

原告は、建築物の設計及び工事管理、内装工事等を目的とする株式会社であり、代表取締役は甲である。原告は訴外有限会社Aに対して貸付金債権を有していたところ、Aは、昭和六三年三月、手形の不渡り事故を起こして倒産し、

その代表取締役である乙は、有価証券偽造・同行使により逮捕された。そのため、当該貸付金債権の残高を、昭和六二年七月一日から昭和六三年六月三〇日までの事業年度（以下、本件事業年度という。）の貸倒損失として損金の額に算入した。

被告仙台中税務署長は、原告が損金の額に算入した貸倒損失は、甲が個人でAに対して貸し付けた貸付金のうち、回収の見込みのないものを原告の貸付金として仮装計上したものと認められるとして、当該貸倒損失を否認した。そのため、原告は、それを不服として異議申立及び審査請求を経て本件訴えを提起した。

ここで、貸付金債権の発生から本件事業年度において貸倒損失を計上するまでの、原告の会計処理については、次のとおりである。

甲は、昭和六一年七月三日、訴外B株式会社の代表取締役である丙から借り入れ、昭和六二年七月一日、原告は当該借入金について代位弁済したが、その際に、原告の帳簿上、Bに対する貸付けとして経理処理した。昭和六三年一月三〇日、原告はBに対する貸付金のうち一部を現金で回収したうえこれをAへ貸し付けたものとして経理処理した。そして、Aの代表取締役である乙は、同月二二日付けで名宛人を原告とするA名義の借用証（以下本件借用証という。）を作成した。昭和六三年六月三〇日、原告は、本件借用証に係る貸付金の残高を貸倒損失として計上し、本件事業年度の損金の額に算入した。

本件では、原告がAに対して本件借用証に係る貸付金（以下、本件債権という。）を有していたか否かという点が争われた。

(二) 当事者の主張

原告は本件債権が本件借用証に係る準消費貸借契約に基づく貸付金債権であるとし、これに係る貸倒損失の額は、昭和六三年一月三十一日現在における貸付金残高から、その後二度弁済を受けた後の残高であり、昭和六三年三月にAが倒産したことによって貸倒れが生じたと述べている。そして、このことは、原告の帳簿においても記載されており、昭和六三年一月以降、原告が上記のような帳簿記載をしたのは、昭和六二年九月七日に、甲が原告の代表取締役就任し、名実ともに原告会社を支配できるようになり、Aに対する貸付けを原告の名義で公表できるようになったからであり、また、原告の帳簿の記載を実体に合わせるためであったと述べている。

Aは、合鍵の作成、靴の修理、機械類の販売を業とし、投資を急速に拡大したことで資金繰りが苦しく、取引先であった原告に金融支援等を要請するようになっていた。しかし、原告には支援するだけの自己資金がなく、原告自身の信用もなかったこと、また、当時の原告の代表者が甲ではなかったことなどから、甲がその名義で銀行から融資を受け、それをAへ貸し付けていた。そして、上記代位弁済によって、原告は甲に対して求償権を取得したことになる。その後、本来甲が当該求償権債務について原告に弁済し、これを原告がAに融資すべきところを中間省略し、原告は、甲個人の、銀行口座からAへ送金したり、現金を交付したりして貸付を続けた。結局、甲は当該求償権債務の金額以上の貸付けをAに対して行って行ったので、当該求償権債務は弁済されたと認識していた。

以上のような経緯によって、本件借用証が作成され、本件債権が原告に帰属するものであると主張している。

被告は、甲が丙からの借入金で甲の預金口座からAに送金した事実はなく、現金の引出しは認められるが、それがAに交付された事実も確認できず、また、代位弁済したからといって甲がAに有していた貸付金債権が原告に移転し

たと考えるべき理由はなく、さらに、甲から原告へ貸付債権が譲渡された事実もないと主張している。そして、本件借用証については、甲が、Aの資金繰りが悪化していることを認識し、さらにAが甲に交付した約束手形の裏書きについて、乙により偽造されたものであることを知り、当該偽造手形を交付した弱みを持つ乙をして甲の意のままに作成させたものと認められる。準消費貸借契約の基となった原告とAとの間の貸付金債権については、その詳細が明らかにされていない。さらに、甲は、複数の者に貸付けを行っていた事実が判明しており、甲が行っている多くの金融取引の中から、突如、本件貸付金債権だけが原告に帰属するというのは不自然きわまりないと、主張している。

（二） 裁判所の判断

裁判所は、貸倒損失に係る立証責任について、「貸倒損失は、所得金額の算定にあたって控除すべきものであり、所得の発生要件事実を構成すると考えられるので、貸倒損失の有無が争われる場合には、所得の一定額の存在を主張する課税庁側において当該貸倒損失の不存在を立証すべき責任がある。しかしながら、貸倒損失は、通常の事業活動によって、必然的に発生する必要経費とは異なり、事業者が取引の相手方の資産状況について十分に注意を払う等合理的な経済活動を遂行している限り、必然的に発生するものではなく、取引の相手方の破産等の特別の事情がない限り生ずることのない、いわば特別の経費といふべき性質のものである上、貸倒損失の不存在という消極的事実の立証には相当の困難を伴うものである反面、被課税者においては、貸倒損失の内容を熟知し、これに関する証拠も被課税者が保持しているのが一般的であるから、被課税者において貸倒損失となる債権の発生原因、内容、帰属及び回収不能の事実等について具体的に特定して主張し、貸倒損失の存在をある程度合理的に推認させるに足りる立証を行わない

限り、事実上その不存在が推定されるものと解するのが相当である。」と述べている。

その上で、裁判所は、甲の預金口座からAへ送金されたことの的確な証拠はなく、甲はA以外の多数の者に対しても貸付けを行っていたことが認められ、甲の預金口座からの現金引き出しは認められるが、Aへの貸付けとは推認できない旨を述べている。そして、甲はA以外にも多数の者に貸付けを行っていることから、甲の預金口座からの送金
が実質原告の貸付けであると合理的に推認できるためには、「例えば、原告とA間の金銭消費貸借契約の締結、原告の
経理処理において甲の求償金債務の弁済とそれと同額のAへの貸付けを裏付ける記載があること等の事実が認められ
なければならぬ」ところ（原告の主張を前提としても、原告が前記代位弁済をした昭和六二年七月一日、若しくは、
遅くとも甲が名実ともに原告の代表者となったとされる同年九月七日又はこれらに近接した時期以降においては、原
告は、経理処理を实体に合致させることが可能であったといわなければならない。）、そのような事実も認められない
としている。また、甲は、本件借用証が作成される以前の昭和六三年一月中旬に、乙が約束手形の裏書を偽造したこと
を知り、資金繰りに困窮し、かつ、偽造手形を交付した弱みを持つAに、甲の指示どおりに本件借用証を作成させた
ことが認められるとしている。したがって、「本件借用証の記載内容は信用できないものであり、かつ、本件借用証に
係る準消費貸借契約に基づく貸付金債権は、かかる準消費貸借契約の基となる貸付金債権の存在が認められない実
体
のない貸付金債権であるといわざるを得ないから、かかる債権に基づく貸付金残高を原告の貸倒損失として損金に算
入することはできない。」とした。

（四）私見

裁判所は、貸倒損失の立証責任が納税者側にあることを述べている。それは、所得の一定額の存在を主張する課税庁側においては、貸倒損失の不存在を立証しなければならず、このような不存在の立証には相当の困難を伴うからである。

そこで、まず、貸倒損失に係る債権が存在していることを立証しなければならない。本件において、貸倒損失に係る債権の存在が認められなかったのは、本件借用証の記載の内容が信用できないものであったためである。つまり、本件借用証に係る債権額が乙にとって不利な状況のなかでの合意によるもので、甲の意のままに作成されたものであったと認められるからである。しかし、原告がAと取引を円滑に行うため、甲が原告のためにAに貸付けた債権ならば、実質原告に当該債権が帰属するべきであると考ええる。

原告がAと取引を始めたころ、原告に自己資金がなく、また、信用もなかったことから、甲がAへ貸付けを始め、その後、甲が丙から借り入れ、その一部をAに貸付けたことは、債権者としての原告の主観的事情であり、尊重されるべき事項である。裁判所は、Aへの貸付にかかる送金は、原告とは別人格の甲による送金であるとしながらも、「原告が前記代位弁済をした昭和六二年七月一日、若しくは、遅くとも甲が名実ともに原告の代表者となったとされる同年九月七日又は、これらに近接した時期以降においては、原告は、経理処理を実体に合致させることが可能であったといわなければならない。」と述べており、原告の経理処理を実体に合致させる事を否定しているわけではない。原告の貸付けであるのか、甲の貸付けであるのか明確に区別し、それを裏付ける帳簿上の記載が重要であると考ええる。その金額に基づいた借用証ないし経理処理であれば、債権の存在が認められるはずである。

したがって、本件における原告の主張は、社会通念上認められるべきものであるが、その経理処理に問題があったと考える。帳簿上債権の金額を明らかにしておくことは、社会通念上当然に必要なことであり、公正妥当な会計処理は、債権を消滅させ損失を計上することだけでなく、その債権の存在を明らかにする会計処理も必要である。

第二節 債権に担保物がある場合

債権に担保物がある場合には、担保物がない場合に比べて当然債権を回収できる可能性は高くなる。法人税基本通達九一六一二においては、「当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。」と示されているが、法令上は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に基づくこととなる。そこで、被担保債権の範囲について争った東京地裁平成一一年三月三〇日判決⁽⁴⁹⁾(第一審にて、納税者敗訴が確定している。)について検討する。

(一) 事実の概要

原告は、医療機器のリース等を行う資本金五億円の同族会社である。訴外Aは、病院・看護学校を経営していたところ、昭和六〇年四月一日に第一回の不渡り事故を起こし、原告は、同月六日からAに対して融資を開始した。その後も、融資あるいは借入金金の代位弁済又はAに対する債権の譲受けにより資金供与を継続し、代位弁済又は譲受債権に係る根抵当権等の移転を受けた。平成元年六月三〇日、原告は、Aに対して有する貸付金等について債務の免除(以

下、本件免除という。）をし、その当時、原告は、Aの病院、看護学校の建物を含む五つの不動産上に一二の根抵当権を有していた。

そして、昭和六三年七月一日から平成元年六月三〇日までの事業年度（以下本件事業年度という。）において、原告はAに対して有していた貸付金の一部を雑損失に算入したところ、被告芝税務署長は当該雑損失を損金不算入としたため、原告はそれを不服として、異議申立て及び審査請求を経て本件訴えを提起した。

また、甲は、原告設立当初から本件事業年度当時まで原告の代表者であり、同時に、昭和六〇年六月一日から昭和六三年三月三十一日までAの理事、本件事業年度を含む同年七月二九日から平成三年一月二〇日までの期間はAの理事長の職に就いていた。債務者の業績については、Aの決算報告書によれば、昭和六一年四月一日から平成二年三月三十一日までの各事業年度において、前期損失が繰り越され、当期損失を次期へ繰り越している状況であった。

本件免除後の平成元年一月一七日、本件免除となった債権のうち物的担保権の被担保債権となっている部分は、各担保物件についての優先債権者であった訴外株式会社Bに対して担保権付きで譲渡されている。平成五年八月には、Aが営業していた病院は訴外医療法人Cに営業譲渡され、原告、甲及びAは病院建物を含む不動産に設定された根抵当権（前記訴えの目的とされたものも含む。）は、本件免除及びその後の弁済により消滅していることを確認し、その抹消登記手続を行うことを合意した。なお、この合意では、いわゆる無担保債権について触れておらず、他に無担保債権の精算が行われた事実もない。

(二) 当事者の主張

被告は、原告のした確定申告において損金算入されていた債権の多くは抵当権又は根抵当権により担保されており、平成元年六月末日時点では、根抵当権の設定された担保物の処分はされておらず、また、当該担保物が経済的に無価値であることが客観的に明らかになっていなかったものであり、担保物により担保されない債権についても、本件事業年度においてその全部の回収不能が明らかになったものということとはできないと主張している。

原告は、Aに対して有していた貸付金の一部について、平成元年六月三〇日に債務を免除し、雑損失に算入したが、本件事業年度において貸倒損失を主張している債権は、物的担保権により担保されていない債権（以下、本件債権という。）であり、本件債権はその債務者であるAの業績悪化により、本件事業年度において回収不能となっているため、原告はAに対してその債務を免除したと主張している。

(三) 裁判所の判断

裁判所は、貸付金等の金銭債権を貸倒損失として損金処理するための要件として、「貸倒損失として損金処理するためには、当該事業年度において、当該債権の債務者に対する個別執行手続又は破産手続において回収不能が確定し、あるいは会社更生等の破産手続において当該債権が免除の対象とされた場合等に限られるものではないとしても、法人が当該債権の放棄、免除をするなどしてその取立てを断念した事実に加えて、債務者の資産状況の著しい不足が継続しながら、債務者の死亡、所在不明、事業所の閉鎖等の事情によりその回復が見込めない場合、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、資産、信用の状況、事業状況、債権者による回収努力等の諸事情に照らして回収不能であ

ることが明らかである場合のように、回収不能の事態が客観的に明らかであることを要するものと解すべきである。」とし、「原告が本件免除の意思表示をしたという事実のみならず、少なくとも本件債権を担保する担保権がないか、あつてもその実行が期待できないこと及び当時のAが返済能力を喪失していたことの立証が必要になる。」と述べている。

そして、裁判所は、本件免除当時、本件免除の対象となった債権が、原告の有した根抵当権の被担保債権の範囲に含まれていたのかどうかについて明確な認識がなく、原告への返済も個別担保による回収見込みとは別に総額をもつて把握されていたことが推認されるのであり、また、本件債権が原告の有していた根抵当権によって担保されない事実が明確になっていないと述べている。さらに、本件債権がいわゆる無担保債権であつたとしても、貸倒損失として損金処理するためには、その回収不能の事実の立証が必要になるところ、Aが経常的な赤字経営にあつたことが認められるものの、本件免除後も相当額の任意弁済があり、それに対応する原告のAに対する債権が消滅したことが推認されるのであるから、本件事業年度において、本件債権が回収不能の状態にあつたと認めることはできないとしている。

（四） 私見

本件債権を担保する担保権の実行が期待できないことや、債務者が返済能力を喪失していることは、債務者側の事情であり、債権者側がこれらを立証することは困難であると考えられる。しかし、本件の場合には、原告の代表者がAの理事長でもあり、債権者側と債務者側の双方の事情を知り得る立場にあるため、債務者側の事情としての客観的な立証が可能であり、原告はAの決算書によってAが経常的な赤字経営であり本件債権が回収不能であることを立証し

ている。そして、原告は、債権者として、本件債権が物的担保権により担保されていない旨を主張しているが、前節と同様に貸倒損失として処理する債権額を帳簿上明らかにしておくことは当然に必要なため、日々の会計帳簿を作成する上で、被担保債権であるか否かを明確にしておくべきであり、原告は、この点における立証をすることができなかつたと考える。

被担保債権である場合、税法では、貸倒れにかかる担保物件の処理について明確にされていないため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うこととなる。企業会計の場合、金融商品に係る会計基準⁵⁰においては、早期に貸倒引当金を設定することとなり、担保物件が存在するときは、回収不能となる債権の見積額から控除するので、貸倒損失が計上されるのは、担保物件を処分した後となる。そうすると、税法においては、裁判所が述べているように、債権を担保する担保権がないか、あってもその実行が期待できないこと及び債務者が返済能力を喪失していることの立証が必要となる。

また、裁判所は、債務の免除の意思表示をしたという事実の立証が必要であると述べており、それは、法人税法二二条四項に照らせば、当該債権を消滅させ何らかの損失として損金に算入する処理をしておくことであると考えられる。本件において原告は、貸倒れを雑損失として計上しており、公正妥当な会計処理であるといえる。貸倒れの判断には、債権者の意思が関わるものであり、本件のように債権者側が、債務者側の経常的な赤字経営というような客観的事情を立証するのは通常困難であると考えるので、その意思表示は会計処理上に示すべきである。

第三節 手形の不渡りによる回収不能

約束手形が不渡りになる場合、六ヶ月以内に二回目の不渡りを出すと、銀行取引停止処分を受け、その後、処分日から二年間に亘って同一手形交換所に加盟しているすべての金融機関から、約束手形・小切手を振り出すことも、借入することもできない状況となり、事実上倒産と判断することは多いと考える。

東京地裁平成元年七月二四日判決⁽⁵¹⁾（第一審にて、納税者が敗訴している。）は、手形の不渡りに関する裁判例であり、貸倒損失の損金算入の要件及び損金経理について述べているので検討する。

（一） 事実の概要

原告は、その代表者である甲との間で、昭和五五年一月ころに同人からその所有に係る宅地及び山林（以下、本件各土地という）を譲り受け、その後、訴外会社に譲渡した。

原告は、本件各土地の取引に関し、訴外A、B、C、D、E、F（以下、各社を総称する場合は、Aほか五社という。）に対し販売手数料を支払うべき義務を負担し、これを原告のAほか五社に対する昭和五五年九月三〇日現在の債権と相殺する方法で支払ったものとして、販売手数料の金額を昭和五四年一〇月一日から昭和五五年九月三〇日まで
の事業年度（以下「本件事業年度」という。）の損金の額に算入したところ、被告王子税務署長が当該販売手数料を否認したため、審査請求を経て訴えを提起している。

(二) 当事者の主張

被告は、本件各土地の取引にAほか五社が関与したと認めるべき事情は存在しないから、原告がAほか五社に販売手数料を支払うべき理由はなく、したがって、右の販売手数料の額を原告の本件事業年度の損金の額に算入することはできないと主張し、また、法人税基本通達九一六一二に基づき、原告は、本件事業年度において、Aほか五社に対する原告の主張の債権額について、これを貸倒損失とする旨の会計処理を何らしていないのであるから、右債権額を本件事業年度の損金の額に算入することはできないと主張している。

原告は、販売手数料とAほか五社に対する債権を相殺することによって損金算入したことは認めたくえで、本件事業年度中にAほか五社がいずれも事実上倒産するに至り、債権者に対する弁済に充てることのできる資金が全くなく、当該債権の回収は不可能となったので、Aほか五社に対して有していた債権は、本件事業年度における貸倒損失の額として損金の額に算入されるものであると主張している。そして、Aほか五社が手形の不渡り事故を起こした時期を次の通り示している。

Aは、昭和五五年三月一五日及び同月三〇日に支払手形の不渡事故を起こして事実上倒産し、破産等の法的手続又は任意整理等の方法による精算は行われなかった。なお、当該債権の支払のために、Aから、約束手形六通の振出しを受け、また、裏書譲渡を受けた約束手形一〇通あるが、Aが事実上倒産しているほか、その他の裏書譲渡に係る各振出人も、いずれも銀行取引停止処分を受けて事実上倒産しているので、各手形の支払を受けて債権の弁済に充当することも不可能である。

Bは、昭和六四年一月に支払手形の不渡事故を起こし、そのころ銀行取引停止処分を受けて事実上倒産した。

Cは、昭和五四年一〇月に支払手形の不渡事故を起こして事実上倒産した。

Dは、昭和五四年一〇月に支払手形の不渡事故を起こし、そのころ銀行取引停止処分を受けて事実上倒産した。

Eは、昭和五五年一月ころに支払手形の不渡事故を起こして事実上倒産した。Eは、任意整理の方法により精算を行ったが、原告を含む一般債権者に対する配当はほとんどないまま終了した。

Fは、昭和五四年一二月までに支払手形の不渡事故を起こし、そのころ事実上倒産した。

（三） 裁判所の判断

裁判所は、貸倒損失の損金算入の要件及び損金経理について、「法人がその有する貸金、売掛金等の債権を回収不能であるとし、貸倒れとして損金とすることが税務上許容されるためには、債務者の資産状況、支払能力等から当該債権の回収が不可能であることが、当該事業年度において明らかとなったことを必要とし、また、右の債務者の資産状況、支払能力等から当該債権の回収が不可能であることが明らかになったこととは、債務者に対して強制執行を行い、若しくは債務者について破産手続がされた債権を回収することができなかつた場合、あるいは、債務者に対する会社更生、和議、整理等の手続において債権の免除があつた場合などのほか、これらの場合に準じ、債権の担保となるべき債務者の資産の状況が著しく悪化している状態が継続していながら、債務者の死亡、所在不明、事業閉鎖等によりその回復が見込めない場合、債務者の資産負債の状況、信用状況及び事業の性質並びに債権者たる法人による債権回収の努力及びこれに対する債務者の対応等を総合して債権の回収ができないことが明らかに認められる場合であつて、かつ、法人が当該債権の放棄、免除をするなどしてその取立てを断念したような場合などを含むものと解するのを相

当とする。もっとも、いずれの場合であるにせよ、当該債権が現実に存在することが、その前提として必要であることとはいうまでもないが、当該債権の回収ができないことが明らかとなった事業年度中に貸倒れとして損金経理をしておかなければ、その後になって、当該債権についてこれを貸倒損失金であるとする主張がし得なくなるものと解すべき実定法上の根拠はない。」と述べている。

裁判所は、約束手形又は小切手の原符、売上台帳及び総勘定元帳の記載の状況から、原告がAほか五社に対して有する債権額を認めたとえ、銀行取引停止処分を受けた事実の他、供述や証拠によっても、Aほか五社及びAからの裏書譲渡に係る各振出人のそれぞれの具体的な資産、負債の状況及び資金状況、債権者会議の有無、その会議の状況ないし具体的な決議事項及びこれに対する当該各社の対応の詳細、原告が本件事業年度中に債権回収のために取った措置及びこれに対する当該各社の対応並びにその最終的な結果等の具体的な事情が何ら明らかにされていないとして、当該債権を貸倒損失とすることは認められないとした。なお、Bについては不渡り事故が前期事業年度中であるため、原告の主張が昭和五四年一月に回収不能となったという趣旨であれば、主張自体失当であるとしている。

(四) 私見

貸倒れの認定については、法令上明確にされておらず、貸倒れの事実が明らかとなった時点で損金の額に算入されるものであり、法律上債権が存続しているような場合には、債権の回収不能の判断を債権者が行うことになるが、損金経理は貸倒損失の要件とはなっていない。裁判所も「当該債権の回収ができないことが明らかとなった事業年度中に貸倒れとして損金経理をしておかなければ、その後になって、当該債権についてこれを貸倒損失金であるという主

張がし得なくなるものと解すべき実定法上の根拠はない。」と判示している。

本件では、債権を消滅させる処理はしているものの、それを販売手数料として損金に算入している。損金経理が要件となっていないとはいえ、これでは確定した決算上で貸倒れと判断したことが表されておらず、本件のように貸倒損失であることを、他の名称を用いて損金の額に算入することを許す結果となる。そのため、貸倒損失勘定を用いた表記によって損金に算入することが、税法上も会計上も必要であると考える。

また、本件では、銀行取引停止処分の一事をもって債権の回収不能を断定することはできないとしているが、銀行取引停止処分は企業の倒産と考える。なぜなら、例えば、株式会社東京商工リサーチや株式会社帝国データバンクにおける倒産の定義⁵²では、銀行取引停止処分を倒産と位置付けており、倒産情報を提供する側もそれを利用する側も、それを企業の倒産として認識しているからである。税法においては、課税の公平を図る観点から客観的な貸倒れの判断が求められるところであるが、社会通念上企業の倒産といえるのであれば、法人税法二二条四項に照らして、確定した決算上で当該債権を消滅させ、その額を損金に算入する処理をすれば、債権者の判断で貸倒損失は認められると考える。

したがって、貸倒れをどの時点で判断するかは、債権者の意思が関わるものであるから、貸倒れとなった債権金額を損金に算入するためには、確定した決算において、当該債権を消滅させ、その額を貸倒損失として企業利益に反映させておく必要がある。課税の公平を図る観点から、客観的な貸倒れの判断も重要であるが、法令上で損金経理を貸倒損失の要件として、債権者側の事情を尊重することも重要であると考える。

おわりに

これまで述べてきたように、貸倒損失は、法人税法二二条三項三号及び同条四項に基づいて損金の額に算入されるものであり、貸倒損失の認定については、別段の定めもなく、具体的な判断基準が法令上明確に示されていない点が問題であった。そのため、債権が回収不能となった事実を社会通念に基づいて判断することとなるが、その立証責任は債権者である納税者にある。

貸倒損失の有無が争われる場合には、所得の一定額の存在を主張する課税庁側において当該貸倒損失の不存在を立証すべき責任があるが、貸倒損失の不存在という消極的事実の立証には相当の困難を伴うものであり、その反面、債権者においては、貸倒損失の内容を熟知し、これに関する証拠も債権者が保持しているのが一般的であるから、債権者において貸倒損失となる債権の発生原因、内容、帰属及び回収不能の事実等について具体的に特定して主張し、貸倒損失の存在をある程度合理的に推認させるに足りる立証を行う必要がある。

確かに債権者は、債権の回収可能性について最大の関心を有しており、その債権回収に必要な証拠を保持しているのが一般的であると考えられるが、債権が回収不能となった事実について立証するのは困難であると考ええる。なぜなら、債権者が債務者側の事情を把握し、回収不能の事実を客観的に立証することを要するからである。

そこで、債権者における認識内容や経営的判断等の主観的事情も考慮する必要があるが、債権者側と債務者側の法人の代表者が同一であるような場合には、債務者側の客観的な事情を立証することは可能であるため、主観的な事情は尊重されないと考える。

当該債権に担保物件が存在する場合には、担保物件を処分した後、貸倒損失を計上する処理が公正妥当な会計処理といえるため、貸倒損失に係る債権が被担保債権でないことを明確に区別しておくことが必要である。そうすると、被担保債権である場合には、担保権の実行が期待できないこと及び債務者が返済能力を喪失していることの立証が必要になる。また、約束手形が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合には、倒産情報を収集し提供する側や、それを利用する側が、それを企業の倒産と位置付けており、社会通念上企業の倒産と考えられるので、債務者側の事情を重視した厳格な貸倒れの認定は実情に合わないと考える。

債権者側が経営的判断によって、貸倒損失を損金の額に算入するには、その意思表示をすることが必要である。しかし、法人税法において、貸倒損失は損金経理を要件としていないため、貸倒損失が確定した決算に反映されていなくても、申告上の調整によって、回収不能の事実が明らかとなった事業年度の損金に算入されることとなる。そうすると、貸倒損失は事実認定のみが問題となるため、損失として処理することは不要となり、すでに損金に算入した債権が確定した決算において残ったままとする。このような処理は、公正妥当な会計処理ではないと考える。また、債権放棄は債権者の意思によって、どの時点で債権を放棄するかを、経営上、課税上の問題を勘案して決定しているはずであり、このことは、法律上債権が存続しているが事実上回収不能となった債権についても同様である。いずれにしても、債権の価値が消失しており、債権者の意思によって貸倒損失が発生すると考えられる。

したがって、貸倒損失は、本来回収可能な債権が回収不能となり、当該貸倒れによって企業が倒産するまでに至らないとしても、企業の資金繰りに影響を及ぼすことになるので、より客観的な判断というだけで、貸倒損失を厳格に認定することは実情に合わないと考える。債権者の経営的判断は、企業会計に基づいているものであり、その会計帳

簿には、当該債権の発生や回収状況が記載されているはずである。このような会計帳簿は債権者が貸倒損失を立証する証拠となるものであり、これに基づいた貸倒れの判断も社会通念に従った判断である。たとえ、現実に債権が回収不能となっているにしても、債権者の主観的な判断を尊重し、債権者が貸倒損失勘定によって損金経理を行わなければ、貸倒損失を損金に算入することはできないとする方が、貸倒損失の認定を明確にすることができ、社会通念に基づいた合理的な判断基準と考える。

(注)

- (1) 市丸吉左エ門「戦前の法人課税制度の沿革」吉国二郎総監集『戦後法人税制史』税務研究会 四頁。
- (2) 同上 四頁。
- (3) 同上 四頁。
- (4) 法人に対する所得税の課税は、法人を独立した納税主体と認めたのではなく、個人に対する源泉課税の趣旨に過ぎなかった。従って、個人に対しては法人から受ける利益の配当は総合課税をしなかつたのであるが、大正九年の改正は法人を独立の課税主体と認め、法人には、法人としての課税を行い、法人の支払った配当金に対しては、さらに個人の所得に総合して課税することとした。武田昌輔編著『DHCコンメンタール法人税法』第一法規 五三―五四頁。
- (5) 市丸吉左エ門「昭和二二年度(一九四七年度)」吉国二郎総監集 前掲 三二頁。
- (6) 同上 三一頁。
- (7) シャウプ使節團『日本税制報告書 卷一』一〇五頁。
- (8) 武田昌輔「昭和四〇年度(一九六五年度)」吉国二郎総監集 前掲 三九三頁。
- (9) 昭和四〇年法においては、各企業の取引について個別に税法の益金であるか損金であるかの判断を行い、これを集計すると

いう考え方によらないで益金・損金という総体的概念を設けている。（注4）武田昌輔編著 前掲一一〇四頁。

(10) (注8) 武田昌輔 前掲 二九四頁。

(11) 企業利益は、「企業会計においては、営業収益（売上高等）と営業費用（売上原価、販売費、一般管理費等）との差額である営業利益又は営業損失に営業外収益と営業外費用を加減算して経常利益又は経常損失を算出し、これに特別損益を加減算して計算する。これに対し、法人税法では、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額をその事業年度の課税標準である所得の金額としている。その計算は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って行うことが予定されているのである。また、確定した決算に基づく企業利益を基礎として、これに税法の要求する所要の調整を加えて誘導的に算出することとされていることからみて、基本的な考え方は企業会計と同じと解してよい。」金子宏編「税法用語辞典 四訂版」税務経理協会 二二二頁。

(12) 中村利雄氏は、「課税所得計算に関する通則的規定である法人税法二二条は、その四項において、課税所得の計算の基礎となる収益の額及び費用・損失の額は、法人が継続して適用する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と確定的に規定することにより、課税所得計算における会計慣行の尊重を明らかにするとともに、課税所得と企業利益とは「別段の定め」のあるものを除いては、原則として一致すべきものであることを明らかにしている。」と述べている。中村利雄『法人の課税所得計算―その基本原理と税務調整―』ぎょうせい 一八頁。

(13) 金子宏『租税法 第九版増補版』弘文堂 二六七頁。また、吉牟田勲教授は「論者の中には、この債務の確定の言葉をもって、法人税法における損金計上時期の基準としての「債務確定基準（主義）」として収益の権利確定主義と関連させて法的基準等の観点から論ずる意見もあるが、立法の過程からは、明らかに費用についての引当、見越しの制限規定に過ぎないと解すべきであろう。」と述べている。吉牟田勲『法人税法詳細 昭和六十二年版』中央経済社 五四頁。

(14) 同上 五五―五六頁。また、中村利雄氏も、損失の認識と債務の確定との関係について、「三号の偶発的な原因による損失については、（中略）企業会計上は発生期に計上するのが通例であり、債務の確定するような損失は比較的少ないので、「債務の確定」したものに限るという限定は特に設けられなかったものと考えられる。しかし、損失についても不法行為による損害賠償金のように外部的な取引に係るものについては、（中略）二号の期間対応費用との関連からして「債務の確定」を要するものと解される。」と述べている。中村利雄 前掲 六六頁。

- (15) 中村利雄 前掲 七九頁。また、この点に関して、税制調査会は「税制簡素化についての第一次答申」において、「税法、通達の規定の下に計算される課税所得と商法、企業の会計慣行等に基づいて算定される企業利益との間に開差を生じていることに由来する税制及び税務調査上の複雑さを減少させるため、税法の課税所得の計算は、できる限り商法や企業の会計慣行等との間に差異を生じないよう、次のような措置を検討することが必要である。」と述べており、課税所得計算の規定について、「課税所得は、本来、税法、通達という一連の別個の体系のみによって構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提としているといわねばならない。絶えず流動する社会経済事象を反映する課税所得については、税法独自の規制の加えられるべき分野が存在することも当然であるが、税法において完結的にこれを規制するよりも、適正に運用されている会計慣行にゆだねることの方がより適当と思われる部分が相当多い。このような観点を明らかにするため、税法において課税所得は、納税者たる企業が継続して運用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに、税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である。」と述べている。「税制簡素化についての第一次答申 昭和四一年一月一六日税制調査会」第3、一、I、1、(1)、(ウ)課税所得の計算の弾力化―商法、企業の会計慣行等との開差の縮小。
- (16) 吉牟田勲 前掲 四一頁。また、金子宏教授は「この規定は、昭和四二年に、法人税法の簡素化の一環として設けられたもので、法人所得の計算が原則として企業利益の算定の技術である企業会計に準拠して行われるべきこと(「企業会計準拠主義」を意味している。」と述べている。(注13) 金子宏 前掲 二七〇頁。
- (17) 山本守之『体系法人税法 平成二〇年度版』税務経理協会 二二二頁。
- (18) 同上 二二三頁。
- (19) 中村利雄氏は、「課税所得の計算は企業会計に依存するところが大きいであるが、一定の内部計算に基づく費用については、それが対外的に実現をみない費用であるため、その金額が外部的には確認されないものであること及び法人の最高の意思決定機関である株主総会等の承認によって最終的に確定するものであること等を考慮して、企業会計上費用として計上されるべきものであっても、税務上は法人が確定した決算において費用又は損失として経理すること、すなわち損金経理を条件として課税所得の計算上損金の額に算入することとしている。」と述べている。中村利雄氏 前掲 一六六頁。
- (20) 企業会計原則 第一 六 「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理

をしなければならない。」

(21) 企業会計原則注解 注四「企業会計は、予測される将来の危機に備えて、慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならないが、過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない。」

(22) 山本守之氏は、「このため、多くの企業では、詳細な税に関する法令や取扱通達に基づいて決算を行い、受取配当金等益金不算入など、企業計算になじまないもののみを申告調整をしているという実態がある。推論すれば税に依存しなければ決算が組めない実態なのである。税法が強制法規であるが故にこのような実態を生み出したのだという考え方もできようが、逆にいえば、企業会計に関する諸則が抽象的すぎるので税に依存しているのだとみることもできよう。」と述べている。山本守之 前掲 一九六頁。

(23) 大阪地裁昭和四四年五月二四日判決は、「法人税の場合には、国家財政上および国民経済上の見地から、法人のいかなる純資産の増加に、担税力の基礎となる所得を認めるべきかという政策的観点に立って、税務の計算をし、課税の公平を図ろうとするのであるから、純資産減少の原因となるべき事実について、企業会計の場合よりも厳格なある種の制約を加えることは、当然起こりうることである。」と述べている。税務訴訟資料第五六号 七一七頁。

(24) 法人税法基本通達九一六一は、法律上債権が消滅する場合を次のように掲げている。「(一) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額 (二) 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額 (三) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額イ債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているものロ行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの (四) 債務者の債務超過の状況が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」

(25) この通達による貸倒損失は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入するのである。これは客観的な損失であるから、論理的にいえば必ず損金の額に算入すべきものである。この点からは「損金経理」を要しないことになる。この意味からは、もし、会社が損金算入をしない場合においても、いわゆる「認定損」を計上すべき性質のもの

- のである。(注4) 武田昌輔編著 前掲 一一四三の三九頁。
- (26) (注4) 武田昌輔編著 前掲 一一四三の四〇頁。
- (27) 社会一般に受け入れられ通用する常識。公式の法源ではないが、法の解釈、裁判、調停等において裁判の基準として用いられる。条理、信義誠実の原則というのも、これに近い。ただ、社会の変動の激しい現代においては、何が社会通念かの認定は、しばしば困難を伴う。法令用語研究会「法律用語辞典(第三版)」有斐閣 六四六頁。
- (28) 武田昌輔「税法における「社会通念」の効用」『月刊公益法人』公益法人協会Vol.128 No.10 一〇頁。
- (29) 石井良三判事は、「社会通念」というのは、ごく一般的にいえば、社会の当然として怪しまないものとか社会一般がこれを支持し是認している見解とかいうような意味であつて、もつと簡単にいえば、社会の常識とか良識とかいうものと同じものなだろう。(中略)常識とか良識とかいうものは、大なり小なり客観的な経験則に裏付けられた実際の判断の集積で、われわれの日常生活の指針になっているものである。そして、それには事実判断に関するものと、価値判断に関するものと、両者が一体として機能しているものがあり、なかには文字どおり一般の常識を意味しているにすぎないものである。」と述べており、社会通念という言葉が、文字どおりの一般常識を意味するもの、経験則を意味するもの、評価基準を意味するもの、経験則と評価基準の一体的機能を意味するものの四つの意味に使われていると述べている。石井良三「判例における社会通念(一)」『判例時報』第二三五号別冊付録 一頁。
- (30) (注28) 武田昌輔 前掲 五頁。
- (31) 「企業会計原則の設定について」二の1 昭和二四年七月九日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。
- (32) 中村利雄氏は、「企業会計原則」は、企業会計審議会が「一般に公正妥当」性を判断したものであり、公正処理基準の一つの有力な源泉となるから、企業会計原則に従った処理がなされておれば、公正処理基準に該当するものと考えて差支えなからう。」と述べている。中村利雄 前掲 八一頁。
- (33) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈(五訂版)』財経詳報社 五九頁。
- (34) (注28) 武田昌輔 前掲 一〇頁。
- (35) 渡辺充「興銀事件最高裁判決から読み解く貸倒損失の認定における社会通念基準」『税理』ぎょうせい Vol.148 No.6 一三頁。

- (36) (注4) 武田昌輔編著 前掲 一一四三の四〇頁。
- (37) 以下のような判決において、債権の全額が回収不能であることを要すると判示されている。最高裁平成一六年一月二四日判決（税務訴訟資料二五四号）、大阪高裁平成一七年一月一八日判決（税務訴訟資料第二五五号一五五）、秋田地裁平成一七年一〇月二八日判決（税務訴訟資料 第二五五号一三〇三）。
- (38) 吉牟田勲教授は、「法人税法で、益金算入、損金算入等と規定されているのは、企業会計と税務計算が一致しない部分なのである。言葉を換えれば、税法による計算で、企業会計の計算をそのまま認めることができない部分だけが税法に規定されているのである。そのまま認める部分は、何も書く必要がないのである。」と述べている。吉牟田勲 前掲 三三―三三三頁。
- (39) 武田昌輔教授は、「減価償却費の超過額の損金不算入、各種の引当金に繰り入れる額の限度を超えたものの損金不算入等は、これらの金額が内部的な損益であり、その客観的な認定が困難であるところから、一般的なあるいは平均的な企業の状況等から推して、妥当と認められる限度を設定し、その範囲内においては企業の計算の自由を認めるとともに、これを超えたものはその損金算入を制限」するものであって、「税務計算の画一性又は公平性の要求等から損金算入を規制しようとするもの」と考えられると述べている。(注33) 武田昌輔 前掲 六二頁。
- (40) 山本守之氏は、内部計算事項を経理要件別に区分したなかで、切捨債権以外の貸倒れを、原則として損金経理が必要であると区分している。山本守之 前掲 二二二頁。
- (41) (注28) 武田昌輔 前掲 六頁。
- (42) 渡辺充 前掲 一三頁。
- (43) 大阪地判昭和二四年九月一二日税務訴訟資料一三三三七二頁、東京地判昭和三三年二月二二日税務訴訟資料二六号九四頁、大阪地判昭和三三年七月三一日税務訴訟資料二六号七七三頁、静岡地判昭和三三年九月五日税務訴訟資料二六号八五八頁、大阪地判昭和四四年五月二四日税務訴訟資料五六号七〇三頁、横浜地判昭和五二年九月二八日税務訴訟資料九五号六二八頁、甲府地判昭和五七年三月三一日税務訴訟資料一二二号八四七頁、名古屋地判昭和六〇年五月三一日税務訴訟資料一四五号七三二頁、福井地判昭和五九年一月二〇日税務訴訟資料一四〇号四二二頁（名古屋高金沢支判昭和六二年三月三〇日税務訴訟資料一五七号一二三〇頁）、東京地判平成元年七月二四日税務訴訟資料一七三号一九二頁、大阪地判平成二年一月二〇日税務訴訟資料一八一号一〇二〇頁。

- (44) 法人税基本通達(昭和四四年改正)の前文において、「従って、この通達の具体的な運用に当っては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。いやしくも、通達の規定中の部分的字句について形式的解釈に固執し、全体の趣旨から逸脱した運用を行ったり、通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念等に即しない解釈に陥ったりすることのないように留意されたい。」と定めている。
- (45) 税務訴訟資料第二五五号一三〇三。
- (46) 税務訴訟資料第二〇五号三六五頁。
- (47) 税務訴訟資料第二一六号四四頁。
- (48) 税務訴訟資料第二二一号四五六頁。
- (49) 税務訴訟資料第二四一号五五六頁。
- (50) 金融商品に係る会計基準では、「債務者の財政状態及び経営成績等に依りて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権(以下、「一般債権」という。)、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権(以下、「貸倒懸念債権」という。))及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権(以下、「破産更正債権等」という。)に区分」し、「債務者が既に経営破綻等に陥っている場合には、個々の債権ごとに担保等により回収できない部分を貸倒見積高とすることが必要となる。」「貸倒懸念債権については、(中略)担保の処分見込額及び保証による回収見込額を考慮する方法の他、(中略)債務者の状況や債務返済計画等がかわらない限り、いずれかの方法を継続して適用することとした。」と規定している。金融商品に係る会計基準 III 五貸倒見積高の算定。
- (51) 税務訴訟資料一七三号二九二頁。
- (52) 株式会社東京商工リサーチは、「倒産を独自の立場から調べている当社では、それを統計的に処理するため、次の事象に該当した場合をもって「企業倒産」と定義している。」とし、また、株式会社帝国データバンクは、「具体的には、以下に挙げる六つのケースのいずれかに該当すると認められた場合を「倒産」と定め、これが事実上の倒産の定義となっています。」とし、どちらも「銀行取引停止処分」を受けた場合を倒産と位置づけている。株式会社東京商工リサーチ <http://tsr-net.co.jp/useful/>

法人税法における貸倒損失の認定について（東屋敷）

definition/index.html (2009.11.01) 株式会社帝国データバンク <http://www.tdb.co.jp/tosan/reigi.html> (2009.11.18)°